

若手科学者ネットワーク運営要領

平成 28 年 3 月 18 日
若手アカデミー決定

若手アカデミー運営要綱の第 8 に基づき、標記について以下のとおり定める。

(目的)

第 1 若手アカデミーは、日本国内の多様な分野で活躍する若手研究者をつなぎ、分野を越えた若手研究者の学際的交流を促進し、学術界ひいては社会の抱える問題点の情報収集・共有を円滑に進めるためにメーリングリストを運営する。

(定義)

第 2 この要領において、若手の会とは、日本学術会議協力学術研究団体（以下、学協会）において若手の意見を集約する委員会等もしくは学協会と連携あるいは協力しながら若手研究者の自律的な研究活動を促す組織とする。また、そうした組織がない学協会においては、若手研究者の意見を取りまとめることができる学協会の担当窓口とする。

第 3 メーリングリストに登録する若手の会で若手アカデミーとの連絡を担当するものを、若手の会の代表者（以下、代表者）とよぶ。

(登録の条件)

第 4 メーリングリストに登録できるのは原則として若手の会とする。ただし、若手科学者ネットワーク分科会（以下、ネットワーク分科会）が、若手の会に準ずると認めた団体についても登録することができる。

第 5 各若手の会は最大 2 名まで代表者を登録する。ただし、引継ぎ連絡を目的とする場合は前任者を同時に登録することを妨げない。その場合には、交代完了時にはすみやかに前任者の登録解除を届け出る。

(登録情報)

第 6 メーリングリストへの参加を希望する学協会は、以下の内容を登録にする。

- 1) 学協会の名称
- 2) 若手の会の名称
- 3) 代表者の氏名
- 4) 代表者の所属
- 5) 代表者の連絡先
- 6) メーリングリストに登録するメールアドレス

(留意事項)

第 7 メーリングリストでの発言、およびメーリングリストで得た情報については、発言者の許可なくメーリングリスト外への公表・引用をしない。

第 8 メーリングリストでの発言は、原則として、当該若手の会の発言とみなされる。メーリングリストが私的見解の表明の場あるいは特定の主義主張を推進する場ではないことに留意する。

(抹消)

第 9 メーリングリストでの発言が個人や組織に対する誹謗中傷その他の問題を生じさせた場合、もしくは生じさせる恐れがあると判断される場合には、ネットワーク分科会は当該者の登録を抹消することができる。

(その他)

第 10 その他メーリングリストの運営に関して必要な事項は、ネットワーク分科会が定める。

附則

(施行期日)

この規約は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。